

袖看板の道路占用料について

● 看板の面積

面積は、道路占用部分の看板の表示面積によって計算します。
また通常、看板は表裏の2面ありますが、2面のうち1面は半分の大きさを計算します。(1㎡未満切り上げ)

表示面積は
出幅(道路に突き出ている部分の看板の幅) × 延長(看板の長さ)
× 1.5(2面のうち1面は半分の大きさを計算します)

● 占用料 (1㎡当り・年額)

平成31年4月1日改定

看板の表示面積	2.0㎡未満	2.0㎡～2.5㎡未満	2.5㎡以上
占用料 (1㎡当り・年額)	全額免除 0円	6,760円	13,500円

占用料計算例

[出幅:0.6m × 延長:2.5m]の両面の場合
 $0.6 \times 2.5 \times 1.5 = 2.25 \text{ m}^2$ (2.5㎡未満により、占用料単価は6,760円/㎡)
⇒3㎡(1㎡未満切り上げ)

よって、占用料は $6,760 \times 3 = 20,280$ 円 です

品川区防災まちづくり部土木管理課占用係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL 03-5742-6785
FAX 03-5742-6887

袖看板の許可基準について

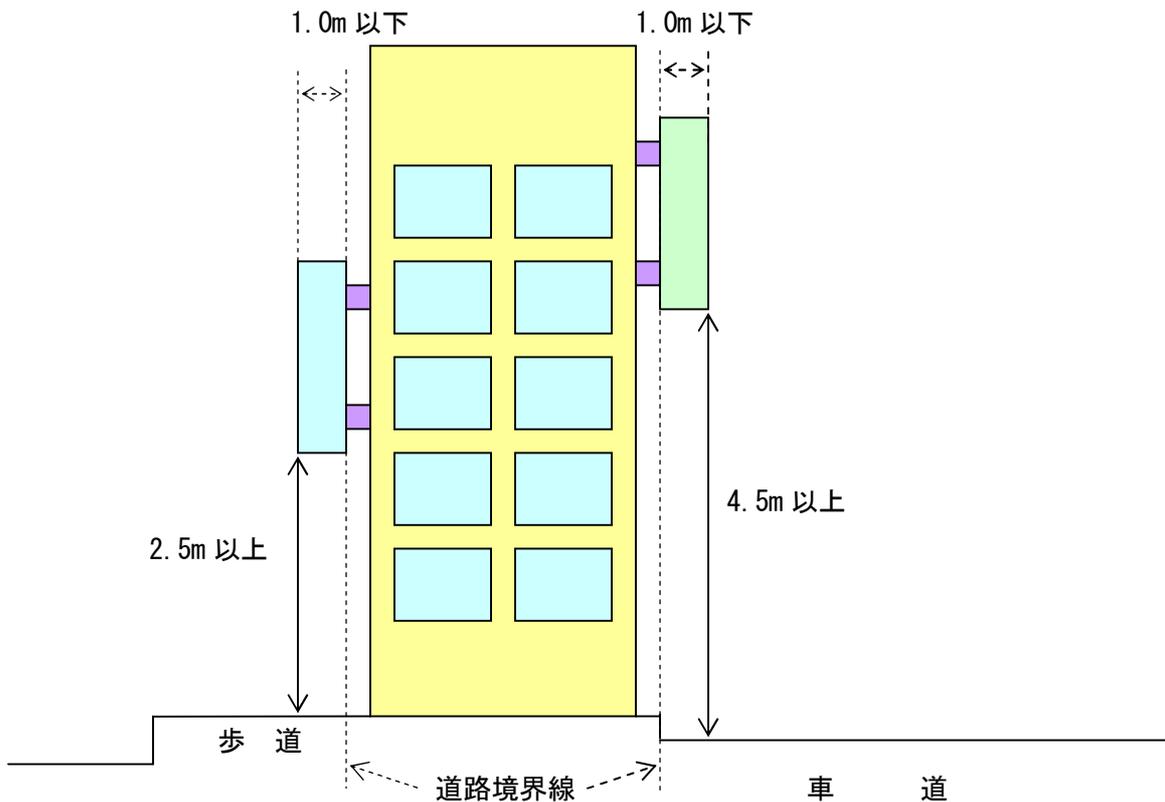
● 歩道では

路面からの高さ(看板の下端まで)が **2.5m 以上** かつ出幅が道路境界から **1.0m 以下**
(※屋外広告物の突出看板での申請にも該当する場合は、3.5m 以上必要になります。)

● 車道では

車両との衝突を避けるため、路面からの高さ(看板の下端まで)が **4.5m 以上** かつ出幅が道路境界から **1.0m 以下**

(※品川区景観計画重点地区(旧東海道品川宿地区)における指定地区の場合は、特例により出幅が0.5m 以下であれば、路面からの高さの基準が2.5m 以下に緩和されます。)



品川区防災まちづくり部土木管理課占用係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL 03-5742-6785
FAX 03-5742-6887